

日本チケット商協同組合 特定興行入場券及び興行券の取扱いに関する行動基準

はじめに

本自主行動基準(以下「ガイドライン」という。)は、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(以下「本法律」という)の施行に向けて、警察庁並びに文化庁の指導のもと業界唯一の事業協同組合として特定興行入場券を含む全ての興行入場券についてガイドラインを制定し、当該流通形態が社会に受け入れられ、入場資格者、購入者、興行主等が不利益を被らないよう当組合組合員は法令遵守と共に本ガイドラインの主旨を理解し、その遵守を約束する。

1、目的

本ガイドラインは、本法律を遵守すると共に特定興行入場券及びその他の興行入場券の適正な流通を確保する事により入場資格者や購入者が受ける事のある損害の防止と利益を保護し健全な譲渡機会を提供する事を目的とする。

2、適用範囲

本ガイドラインは、当組合の組合員に適用する。

3、自主行動基準の内容

- 1) 特定興行入場券に於いては、興行主等当該特定興行入場券の販売価格を超えて買取及び販売は行わない。
- 2) 特定興行入場券に於いては、興行主等当該特定興行入場券の販売価格を超えない買取及び販売であっても疑わしいと思う取引は行わない。
- 3) 特定興行入場券に於いては、疑わしいと思われる取引の申入れがあった場合は、速やかに当組合へ報告する。(組合は、報告内容により全組合員及び関係省庁への連絡を行う)
- 4) 特定興行入場券に於いては、委託販売に関しても興行主等当該特定興行入場券の販売価格を超えて販売は行わない。
- 5) 本法律の対象外である「興行入場券」であっても「特定興行入場券」の疑念があるものについては、「特定興行入場券」に準じた対応とする。疑念があるものに関しては入場資格者・購入者・興行主等が不利益を被らないよう努める。
- 6) 本法律の対象外である「興行入場券」についても不正と思われる取引については行わない。

4、周知・促進

- 1) 各組合員は、当該店舗またはホームページ、当組合はホームページ等で周知を図る。
- 2) 関係省庁と連携し、周知・促進を実施する。
- 3) 個人であっても業として行う「特定興行入場券」の不正転売は本法律の対象となる。

5、実施期間

2019年6月14日から